

中井こども家
庭課長代理

定刻になりましたので、ただ今から、「平成 30 年度 第 1 回こども・子育て支援会議 ひとり親家庭等自立支援部会」を開催させていただきます。

本日は、お忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。私は、事務局を担当いたします、こども青少年局子育て支援部こども家庭課長代理の中井です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まずはじめに、お集まりいただいております委員の皆様のご紹介をさせていただきます。お手元の資料 1 の名簿をご参照ください。50 音順にて本日の出席者の皆様をご紹介します。

まず、専門委員の皆様です。
社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会 事務局長の浅井委員でございます。
関西福祉科学大学 社会福祉学部 教授の遠藤委員でございます
大阪商工会議所 中小企業振興部 部長兼経営相談室長の太田委員でございます。
公益社団法人 大阪市ひとり親家庭福祉連合会 会長の北委員でございます。
大阪弁護士会 弁護士の下迫田委員でございます。
大阪大谷大学 人間社会学部 教授の農野部会長でございます。
大阪市児童福祉施設連盟 母子生活支援施設部会 代表の廣瀬委員でございます。
大阪労働局 職業安定部 職業対策課 課長補佐の宮田委員でございます。

次に、関係者の皆様です。
大阪労働局 職業安定部 職業安定課の花井課長補佐でございます。
一般社団法人 おおさか人権ネットワークの安田代表理事でございます。
NPO 法人 しんぐるまざあず・ふぉーらむ・関西の山口理事長でございます。

また、本日は、徳永委員・矢野委員は所用のため、ご欠席されております。

こども・子育て支援会議条例第 9 条の規定により、部会は委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができないとされています。本日は、過半数のご出席をいただいておりますこと、ご報告いたします。

続きまして、事務局をご紹介します。
こども青少年局子育て支援部長の高井でございます。
同じく 子育て支援部こども家庭課長の瑞慶覧でございます。

また、本日は、庁内プロジェクトチームである「ひとり親家庭等自立支援プロジェクトチーム」の構成員が出席しております。構成員につきましては、資料 1 の裏面をご参照ください。

それでは、会議に先立ちまして、こども青少年局子育て支援部長の高井よりごあいさつを申し上げます。

高井子育て支
援部長

こども青少年局子育て支援部長の高井でございます。会議の開催にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、公私なにかとお忙しい中、「こども・子育て支援会議 ひとり親家庭等自立支援部会」にご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、日頃は本市児童福祉行政、とりわけ、ひとり親家庭等自立支援施策の推進にご協力を賜っておりますこと、この場をお借りしまして、厚くお礼申し上げます。

さて、大阪市では、平成 27 年 3 月に、「大阪市こども・子育て支援計画」を策定

し、生まれる前から乳幼児期を経て青少年期に至るまでのこども及び青少年に関する施策を総合的に推進しております。

ひとり親家庭への施策に関しましては、本会議の前身である「ひとり親家庭等自立支援推進会議」で御議論いただき、平成 27 年 4 月に「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、こども・子育て支援計画と連携し、ひとり親家庭の就業自立を支援するとともに、こどもが心身ともに健やかに成長できるよう、本市のひとり親家庭等に対する自立支援施策の充実に取り組んでいるところです。

本日は、「関連施策の平成 30 年度の進捗状況」、「ひとり親家庭等の自立支援に関する連携協定」及び、「第 4 次大阪市ひとり親家庭等自立促進計画」の策定に向けまして「ひとり親家庭等実態調査の内容」について、ご報告させていただきたいと思っております。委員の皆様には、忌憚のないご意見、ご提言を賜りますようお願いいたします。簡単ではございますが私からのごあいさつとさせていただきます。

中井こども家庭課長代理

続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。まず本日の資料といたしまして

- ・ 次第
- ・ 資料 1 「名簿」
- ・ 資料 2-1 「関連施策一覧表・進捗状況」
- ・ 資料 2-2 「関連施策の進捗状況」
- ・ 資料 2-3 「ひとり親家庭自立支援施策の充実」
- ・ 資料 3 「ひとり親家庭等の自立支援に関する連携協定」
- ・ 資料 4 「ひとり親家庭等実態調査 調査項目」
- ・ 資料 5 「ひとり親家庭等実態調査 調査票（ひとり親家庭用）」
- ・ 資料 6 「ひとり親家庭等実態調査 調査票（寡婦用）」

そして、参考資料として、「ひとり親家庭等サポートブック」、「ひとり親家庭等自立支援給付金」、「ひとり親家庭の方が利用できる制度、事業一覧」、「ひとり親家庭等自立促進計画（平成 27 年度～31 年度版）」でございます。不足している資料はございませんでしょうか。

それでは、会議の進行を部会長にお願いしたいと思います。昨年度に引き続き、農野部会長どうぞよろしくお願いたします。

農野部会長

そうしましたら、会議の次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。まず、会議の公開につきまして、今回の会議は公開となっておりますが、本日の傍聴者について事務局からご報告願います。

瑞慶覧こども家庭課長

事務局を担当しております、こども家庭課長の瑞慶覧でございます。傍聴者につきましては、本日は 0 ということで報告します。

農野部会長

それでは、議事に移りたいと思います。ひとつめの議題は、「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画（平成 27 年度～平成 31 年度）」関連事業の進捗状況についてです。これについて、事務局からご説明願います。

瑞慶覧こども家庭課長

では、ご説明させていただきます。本計画の進行管理につきましては、当会議において進捗状況を報告するという主旨を上げておりますことから、各事業の実績や取り組み内容についてご説明いたします。

お手元の資料 2-1、2-2 をご覧ください。計画に掲げております 5 本柱の施策目標（理念）の達成に向けた、平成 29 年度の取り組み内容と平成 30 年度の取り組み予定についてまとめたものでございます。まず、資料 2-1 が関連施策の一覧表で、資料 2-2 が各事業の詳細な実績となっております。

ります。

それでは、資料 2-2 から、主なものをご説明させていただきます。

まず、ひとつめの柱の「就業支援」の「(1) 効果的な就業相談・職業紹介」についてでございます。

1 ページ上段の「区保健福祉センターにおける就業相談」(通し番号 2)として、ひとり親家庭サポーター事業についてですが、各区保健福祉センターで週 2 回、ひとり親家庭の親及び寡婦、とりわけ児童扶養手当受給者を対象に、就業にかかわる専門的知識等を有するサポーターが、ひとり親家庭自立支援給付金の事前相談・申請にかかる業務のほか離婚相談などの各種相談を行っております。

区役所の相談日に来所できない方に対しては、訪問相談等により対応しております。

また、生活保護受給者等就労支援事業とも連携して、就業支援を実施しております。

平成 29 年度就職者数は 400 人です。

30 年度も引き続き事業を実施し、ひとり親家庭等の就業自立に向けた継続的、計画的支援が行えるよう相談体制の整備を図ってまいります。

次に、(2) 安定した就業に向けた能力の開発の「就業支援講習会の実施」(通し番号 4) についてです。

大阪市立愛光会館に設置しております「ひとり親家庭等就業・自立支援センター」において、ひとり親家庭の父・母及び寡婦に対しまして、就業能力開発の機会を提供するため、時代のニーズに即応した就業に結びつく可能性の高い資格を取得するための講習会を実施しております。

29 年度の開催実績は記載のとおりですが、簿記会計事務や、人気の高いパソコン講座等に加え、調剤事務や医療事務などの講座も開催し、就業に向けたスキルの向上を図っております。

30 年度については、准看護師を目指す方を対象に、看護学校受験対策講座を新設するなど、引き続き、ひとり親家庭の就業自立の推進のため、就業により有利な講習会を実施してまいります。

次に 2 ページ目の「ひとり親家庭自立支援給付金」(通し番号 7) についてですが、まず、ア 自立支援教育訓練給付金は、仕事に必要な資格や技術を身につけるため、事前の就業相談を通じ、指定した講座を受講し、修了後に決められた手続きをすれば、支払った費用の一部を支給するものです。入学金や受講料など、本人が支払った費用の一部を支給しており、入学金及び受講料の 6 割相当額上限 20 万円を支給しております。

次に、イ 高等職業訓練促進給付金等ですが、就職や転職に有利な資格を取得するため、養成機関で 1 年以上訓練を受けられる場合に、修業期間の安定した生活の支援のため給付金を支給する事業です。非課税世帯で月額 141,000 円、課税世帯で月額 70,500 円となっております。

対象となる主な資格は、看護師・准看護師 介護福祉士 保育士 理学療法士 作業療法士 等となっており、平成 30 年度から非課税世帯の支給額について、もともと月額 100,000 円だったものを 141,000 円に拡充をしております。

また、ウ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業ですが、ひとり親家庭の親ならびに子が、高卒認定試験の合格を目標とする場合において、民間事業者などが実施する対象講座を受講し、修了した場合に受講修了時給付金として受講費用の 6 割を支給します。また、受講修了日から起算して 2 年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に、合格時給付金として受講費用の 4 割、計 10 割を支給するものとなっております。

平成 30 年度から給付金について、最大 6 割相当額(上限 15 万円)から最大 10 割相当額(上限 25 万円)に、ひとり親家庭の子の年齢制限について 20 歳未満から 25 歳未満にそれぞれ拡充をしております。

さらに、エ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業につきまして、平成 28 年度から事業を開始しており、その事業実施については大阪市社会福祉協議会に事業

費を補助金として支出し、事業を実施していただいているところです。

平成 29 年度実績は、自立支援教育訓練給付金 講座指定 85 人、支給 59 人、高等職業訓練促進給付金 支給 150 人、高卒認定 講座指定 1 人、支給 3 人、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 貸付件数 58 件となっております。

4 ページをお開けください。2 つ目の柱「2 子育て・生活支援」の「(1) 子育て支援策の推進」についてです。

まず、保育所入所枠の計画的な確保（通し番号 20）の「保育所整備」についてですが、国の「子育て安心プラン」を踏まえた保育を必要とするすべての児童の入所枠を確保するため、民間事業者による保育所等の整備や賃料等に係る経費の一部を補助することで整備の促進を図っております。

平成 29 年度の整備状況ですが、本園（新設）37 か所 3,191 人、本園（賃貸）7 か所 326 人、本園（増改築）9 か所 187 人、認定こども園 8 か所 247 人、小規模保育事業所（新規）47 か所 794 人で、合計 4,745 人の入所枠を拡大いたしました。

引き続き、入所枠の拡大を図るため、平成 30 年度予算においては、4,054 人分の整備を行う予定としております。

次に、「病児・病後児保育事業」（通し番号 22）についてですが、保育所に通所している児童等が、病気の回復期である場合又は病気の回復期に至らない場合であることから、保育所等での集団保育が困難で、保護者が勤務等の都合により家庭で保育ができない時、昼間に児童を預かる事業でございます。

平成 29 年度の実施か所数は 35 か所で、利用人数延べ 15,330 人となっております。うち、ひとり親家庭減免適用者は延べ 749 人が利用いたしました。

平成 30 年度中に 1 か所の施設の新規開設をめざし、公募を実施します。

5 ページの「養育支援訪問事業」（通し番号 26）についてですが、産後まもない時期等にさまざまな原因で養育支援が必要な家庭に対して、児童の健全育成と児童虐待の未然防止を図るため、助産師等の専門職による育児に関する指導や、こども家庭支援員による育児相談、エンゼルサポーターによる家事支援などを行うきめ細やかな訪問型の子育て支援を実施しております。

平成 29 年度訪問・派遣件数、こども家庭支援員 265 件 605 回、エンゼルサポーター 168 件 1,432 回、保健師及び助産師 618 件 3,641 回となっております。

今後も事業内容の周知を図るため、区の広報紙への掲載などに努めながら事業の拡大に努めて参りたいと考えております。

次に 6 ページ「(2) 生活支援策の推進」の「ひとり親家庭等日常生活支援事業の充実」（通し番号 30）についてですが、ひとり親家庭・寡婦の方が、修学や疾病などにより一時的に生活援助や保育のサービスが必要となった場合に、家庭生活支援員の派遣や、家庭生活支援員の自宅で保育を行う事業です。

平成 29 年度の実績、家庭生活支援員登録者数 350 人、派遣した家庭の件数 571 件となっております。

続いて、8 ページの上段、「(4) こどもへのサポート」 塾代助成事業（通し番号 42）ですが、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を提供するため、市内在住の中学生の保護者のうち、一定の所得要

件に該当する方を対象に、学習塾や家庭教師、文化・スポーツ教室にかかる費用について月額1万円を上限として助成する事業となっております。

実施経過は記載のとおりですが、平成27年10月からは、市内の中学生の約5割が助成対象となるよう拡大いたしました。平成29年度の実績といたしましては、交付決定者数19,844人、参画事業者数2,533事業者となっております。

3つ目の柱の「養育費確保に向けての支援」の「(1) 広報・啓発活動の推進」(通し番号44)ですが、養育費の履行の確保においては、複雑な法律上の問題がからんでくることが少なくないことから、相談体制の充実を図るため、平成28年12月から、大阪弁護士会と連携し、区役所で新たに「離婚・養育費」に関する専門相談を開始いたしました。昨年度は年48回実施し、相談件数は145件でした。また、情報提供の充実を図るため、区役所に離婚届を取りに来た方に対し、市独自で作成した養育費に関するパンフレットを離婚届と一緒に配布したり、セミナーを開催するなど、養育費の重要性の認識を高め、取り決めの促進に努めています。

また、「(2) 相談・情報提供体制の充実」の専門相談の実施(通し番号46)のひとり親家庭等就業・自立支援センター事業ですが、ひとり親家庭が抱える様々な法律上の問題に関して、弁護士による法律相談をセンター事業として月に2回実施しております。平成30年度からは、利用者の利便性の向上を図るため、開催日を平日の昼から土曜の昼に変更いたしました。平成29年度の相談件数は50件となっております。

4つ目の柱の「経済的支援」の「(1) 経済的援助の実施」についてでございます。引き続き8ページの「児童扶養手当の支給(通し番号47)」ですが、離婚や死別によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給しております。29年度の支給金額は記載のとおりです。平成29年度末の受給者数は28,392人となっております。

9ページに移りまして「母子父子寡婦福祉資金貸付金事業の実施(通し番号48)」ですが、ひとり親家庭や寡婦の経済的自立と生活の安定、こどもの福祉を図るために、無利子又は低利子で各種資金の貸付を実施するものでございます。12種類ございますが、平成29年度の実績は母子福祉資金貸付件数329件、父子福祉資金貸付件数7件、寡婦福祉資金貸付件数13件となっております。

9ページ「(2) 経済的負担の軽減」の「寡婦控除等のみなし適用による幼稚園、保育所等の保育料等の軽減」(通し番号51)ですが、未婚のひとり親については、税法上の寡婦(夫)控除等の対象外となっており、同じ所得額であっても市町村民税額に差が生じ、その結果、幼稚園、保育所等の保育料額等にも差が生じることから、寡婦(夫)控除等をみなし適用して保育料等を軽減しております。

平成29年度の実績は、44人1,515,700円の減額を実施しました。

平成30年度につきましては、保育料以外の事業への適用について、国から通知があり、事業ごとに順次実施、または実施を検討してまいります。

10ページの「情報提供の推進」(通し番号54)ですが、ひとり親家庭の経済的負担の軽減に役立つ諸制度について、様々な媒体を活用して広報周知を行っております。

29年度は、ひとり親家庭等サポートブックの発行、各種事業にかかるリーフレットの作成、各種事業のホームページへの掲載、ひとり親家庭サポーター事業の区広報紙への掲載等を実施しました。引き続き、各種制度・窓口等の広報周知に努め、多様な広報媒体を活用するなど効果的な情報提供方法について検討いたします。

最後に、5つ目の柱の「サポート体制の充実」についてでございます。

11ページの「母子・父子福祉センター愛光会館における相談・情報提供」(通し

番号 60) ですが、愛光会館におきまして、昼間の就労等により相談できないひとり親家庭のため、土曜・夜間に生活相談を行っております。平成 29 年度相談件数は 426 件でございます。

続きまして、平成 30 年度に新規、拡充した事業を説明させていただきます。資料 2-3 をご覧ください。

平成 28 年度に実施した「こどもの生活に関する実態調査」において、ひとり親世帯は多くが就労しているものの非正規雇用の割合が高く、経済的に困窮している家庭の割合が高いことなどが確認されました。今後、ひとり親がどのようなライフスタイルを選択しても、将来に不安を抱くことなく、安定した生活を営むことができるよう、施策の充実を図りました。

まずは、就業による自立を支援するため、先ほども説明いたしましたが、看護師や保育士等の資格を取得するため専門学校で修業している方に支給しているひとり親家庭高等職業訓練促進給付金について、非課税世帯に対しての支給額を月額 10 万円から 14 万 1 千円に拡充を行い、また、就学に係る保育所の入所ポイントを 30 点高くし、資格取得の促進を図りました。また、給付額の算定に際し、みなし寡婦控除の適用も行いました。

次に、資格をとるための専門学校に入学を希望しても学力面や金銭面においてサポートを必要とする家庭があることから、予備校に係る受講費用を補助するひとり親家庭専門学校等受験対策事業を新たに開始いたしました。

次に、学びなおしを支援するため、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の拡充については、先ほども説明いたしましたが、対象者の年齢制限を拡充するとともに補助額の拡充を行いました。

最後に、若年ひとり親の新たな家庭生活サポート事業ですが、ひとり親が結婚する場合、全てのひとり親家庭支援施策の対象外となりますが、若年層は経済的基盤が弱く、生活が不安定になりやすいため、サポーターによる相談支援と月 2 万円の給付金を 2 年間支給する事業として新たに開始いたしました。

平成 30 年度に新規事業あるいは拡充事業として予算化した事業の説明は以上ですが、次に資料 3 をご覧ください。

ひとり親家庭等の自立支援に関する連携協定についてご説明させていただきます。本市のひとり親家庭の状況は多様化しており、抱える課題やニーズも様々でございます。そのような多様化している各家庭の状況に対応するため民間のノウハウを活用することでひとり親家庭等の自立支援の取組を推進し、また社会全体でひとり親家庭を支えていく機運が高まるよう、地域団体や企業、NPO 法人など民間団体と連携する取組を進めたいと考えパートナーを募集した結果、参加申込みをしていただいた法人と 8 月 24 日にヒアリングをさせていただきまして、平成 30 年 9 月 5 日に、一般社団法人日本シングルマザー支援協会、公益社団法人大阪市ひとり親家庭福祉連合会、特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ・関西と、連携協定を締結いたしました。

連携協定の内容としましては、ひとり親家庭等への自立支援に必要な情報の提供に関する事、ひとり親家庭等からの相談に関する事、ひとり親家庭等への就労支援に関する事、ひとり親家庭等の当事者同士の交流の機会及び場の提供に関する事とあります。

具体的に言いますと、例えば、本市ひとり親家庭への支援施策について、児童扶養手当証を送付する際にリーフレットを同封する等、広く制度周知を図っているところでございますが、パートナーである当事者団体の皆様のところには、すでにいろいろな困っている方や悩みの相談が寄せられており、そのような方にダイレクトに具体的な施策周知ができることで、支援の必要な方に確実に支援がつながることが期待できます。

今後、パートナーと意見交換しながら、いろいろな連携を図っていきたく考えています。

法人の概要につきましては、資料のとおりでございます。

平成 29 年度の事業実施及び 30 年度の取り組み予定についての説明は、以上でございます。

農野部会長

ありがとうございます。ただいま事務局よりご説明いただきました内容に関し、委員の先生方、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

オブザーバー
安田氏

率直な意見ですが、ひとり親家庭の自立支援給付金事業等については、対象がひとり親ということでわかりやすいのですが、例えば企業における男女共同参画推進支援事業など女性が働きやすい、長く仕事ができるような企業にしていこうというのはわかるのですが、このなかでひとり親家庭の人がどれだけ就職しているのかわからないですね。それから 2-1 の保育施設等の利用調整に関する特別な配慮ということで、ひとり親家庭の方を優先的に入所しようということですがひとり親家庭が 6 万 1 千人いるということではないですよね。この中にひとり親家庭の子どもさんがどれだけ入所したかというデータ等は出ることは出るのでしょうか？

永井給付認定
担当課長

子ども青少年局給付認定担当課長の永井と申します。保育所入所の数につきましては入所の決定は各区の方で行っており、本庁の方でひとり家庭が何世帯入っているというデータは持ち合わせていないのですが、おそらく区に照会をかければわかると思います。

オブザーバー
安田氏

なぜこのようなことを聞くかということ、それぞれで書いてあることはわかるのですが、これは大阪市全体の数であって、ひとり親家庭は実際この人数、というデータがあれば、例えば何人の方が保育所に入れるようになった、何人が就職できるようになったということが、より分かりやすいのではないかと思います。大阪市全体で何人が入りましたというより、ここはひとり親家庭の自立支援部会ですから、どれだけの人たちが自立しているかという事を検討しようということなので、そういったデータがあれば良いと思います。

例えば、保育所の入所の件で、減免しているからひとり親家庭の数がわかるというデータがあったと思います。

何らかの形で区ごとでも構いませんので、できるだけひとり親家庭の入所数や自立した数、相談件数がわかるようなデータ、大阪市は個人情報に厳しいとは聞いておりますので、どういう形で個人情報をクリアするかという問題がありますが、個人情報を気にしすぎてひとり親家庭の実態をきちんと把握しないことには、なかなか施策には結び付かないのではないかと、という意見です。

農野部会長

ありがとうございます。はい、下迫田委員どうぞ。

下迫田委員

素朴な質問なのですが、私の勉強不足という事で教えていただきたいのですが、資料 2-3 のひとり親家庭自立支援施策の充実 の就業による自立を図りたい、の拡充、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の 3 番目にひとり親家庭の構成のところで「みなし寡婦控除適用」と書いてあるのですが、みなし寡婦控除というのは、税金とか保育料とか、今まで不公平、非婚のひとり親については不公平だったのを公平にするという理解をしていたのですが、この給付金についてみなし寡婦控除適用というのは、非婚のひとり親については何か違う扱いを受けていたのを是正した、という意味でしょうか。

中井子ども家
庭課長代理

ただいまのご質問についてですが、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金ですが、看護学校などに行っているひとり親の方に月額で一定の額を給付する事業ですが、この給付する額が二段階ございまして、その方が課税世帯なのか非課税世帯なのかということで給付金額が変わってきます。課税世帯の方で月額 70,500 円、非課税世帯の方ですと、昨年度までは 100,000 円だったのですが、今回拡充ということで月額 141,000 円に上げたところです。ご質問の「みなし寡婦の適用」ですが、あくまで給付金が住民税が課税か非課税かということで給付金額の判定をしますので、今

まででしたら非婚のひとり親については、みなし寡婦の適用が税法上ありませんでしたので、その結果今までだったら課税世帯になっていた方が、いわゆる境目のところですね、適用することによって非課税世帯になればそういう適用を受けられるということになってきます。

下迫田委員

要するに今までは結局、この給付金も税が非課税か課税世帯かで連動していたので従来は非婚のひとり親家庭が損をしていたのを是正したということですね。

中井課長代理

境目にある方だけが、ですね。適用はそもそも未婚のひとり親の方も給付金の対象ではあったのですが、算定のところでそれがなかったということですね。

農野部会長

ありがとうございます。ではほかにご意見は？山口委員どうぞ。

オブザーバー
山口氏

資料 2-3 の就業による自立を図りたい、と 2 の学びなおしたい、のところですが、この 4 月から大阪市さんがひとり親家庭専門学校受験対策事業で、例えば看護師になるための受験予備校のお金を上限 33 万円まで出されるというのは、非常にすごいことだと思って、私はすごいエールを送って、他の市にもぜひ広げていただきたいと思っているところですが、たとえば看護師の学校に行くために保証人が要ると、これは他都市のシングルマザーの人から相談を受けたので大阪市在住の方ではないのですが、その看護学校に入るために保証人が 2 人要ると、ところが自分は DV を受けて他府県から逃げてきたので頼るべき親類も全くいない、両親と絶縁状態にあるので身内が全くいない、そういった状況で保証人 2 人を確保できないから、せっかく彼女は看護師になろうと思って勉強して予備校に入って、その補助金というのを受けて看護学校に行こうと思うのですが、その最初のところで、保証人がいないというところで壁を感じていて、その相談があり、担当の市のところにも相談がありましたが、シングルマザーに 2~300 万貸すという保証人になってくださるという方はなかなかいない。身内の方でなんとかできる、というのはあるかもれません。そういった本当に自立が必要で、せっかく学ぶ意欲がある人に、保証人という壁がある、というのがひとつ。

そして、これは昨日相談を聞いたばかりなのですが、これも他都市の方で、社会福祉士の資格を取りたい、今の仕事からステップアップをしたいという方なのですが、4 週間も施設実習に行かないといけないが職場を 4 週間も抜けられない。社会福祉士は仕事とは全く違う職種の資格なので、そこの企業の理解も得られないので「資格を取って頑張りたい」、「収入もアップしたい」という気持ちがあるのですが難しい、なんとかならないか、という相談を受けたのですが、せっかく意欲のある人がこういった良い制度があるのに、次の段階でできない。

このように新しい制度が始まった時はいろんな問題点がたくさん出てくると思います。例えば金額が 14 万円になったのはすごくうれしいことですが、いろいろところで、あなたはこれでだめですね、これでだめです、となってしまうのは非常に大きな課題だと思うので、この人がどこでつまづいてるかというのをミクロの段階、個々の問題というのは全体の問題に絶対関わってくるので、そのところを細かい作業になりますが、考えてもらいたいと非常に思います。

それとふたつめの高卒認定ですが、先ほどもこの表を見ると 1 名とか 3 名とか。せっかく良い制度なのにもったいないと思います。何か月か前になりましたがテレビで女優の真矢みきさんが高卒認定の資格を取ったというのがありました。彼女は宝塚歌劇にずっといたから高校に行っていない。宝塚音楽学校で。でも自分が高校に行っていないということは自分の人生のなかでいけないとは思っていないけれど、でもやっぱり何か欠けるものがあるから忙しい女優業、司会業の傍ら一生懸命勉強して高卒認定を取ったというのを見て感動的なものでした。もうひとりシングルマザーの方が同時に高卒認定を取ったというのもあり、これは絶対いい宣伝効果になると思って西宮で高卒認定の事業を支援している塾の方にすぐにメールしましたが「それでもなかなかこのこと広がってない」ということでした。惜しい、大阪ではこんなこ

としているよ、と私はできるだけいろんなところで、良いことはどんどん宣伝していきたくて言っています。やっぱり少ないというのは惜しいな、と思います。シングルマザーの16%は中卒でまともな仕事に就けないということがあり、こんなに良い制度があって、こんなに大阪市も頑張っているのに、もったいないというのが私の感想です。もっといろんな宣伝もしてもらいたいし、テレビで宣伝できないかな、と思うくらいです。

農野部会長

ありがとうございます。非常にひとり親家庭の親御さんに近いところから提言をいただいたと思います。この保証人に関しまして、やっぱりこういう事例が出てくるとことは潜在的にそういう方がおられるのだらうと思います。福祉資金の貸付についても保証人が確か要るんですね。この制度は国が相互保証でも良い、要するにひとり親家庭の親御さん同士、相互保証するという、そういう制度だと思っております。やはり保証人について何か手立てをしてあげないといけないのかなと感じました。児童養護施設に入っている子どもさんたちが自立するときには、保証人の損害の補填制度ですか、そういうものを国が確か置いていたと思いますし、できたらそういう事業体が保証人になるという仕組みももしかしたら必要になるのかなとも思います。

そして同時に、施策の利用者が少ない、どのあたりが少ないと考えるかということもありますが、何かそこにはあるのだらうと、自立のためにどこでつまづいているのかということ、現場で把握されたことを発信していただけたら、と思います。ありがとうございます。北委員はいかがでしょう。

北委員

山口委員の方からお話の出た保証人の件については、先日此花区の定例会でもありました。台風などの被害で、寡婦の方やひとり親の方で家を直す必要がある方が出てきている。その話のときに、親と子、つまり、子どもも保証人になれるけど一人しかだめな場合に、そのひとりをどうしたらいいか、ということで悩んでいるという話が出て、また機会があれば聞いてみたいということを書いていたところです。

農野部会長

ありがとうございます。廣瀬委員はいかがですか？

廣瀬委員

はい、就労支援では様々な支援というところで、少し申し上げますと、高等技能の訓練費の制度とか、本当に勉強している人で意欲のある限られた人、ということになってるのですが、正規の雇用率というところでは高くありまして、とても意味のある制度だと思います。看護師の専門学校を受験する母親も母子生活支援施設の中にはおられまして、講座だけではなかなか勉強が覚束ないお母さんでも、学習の学生ボランティアを活用して個別学習を受けて受験にトライをされている方もおられ、大変いい制度だと思っています。

その中で、母子家庭の皆さんが、経済的に安定して収入が上がっていくというところが、自立にはとても重要なところですが、やはりそこになかなか上がれない方がいるということもきっちり見ながら、今後のひとり親の家庭支援を考えていくというところでは高等学校の訓練の受験講座等も、そこにつながっていく部分であろうと思います、本当に良い制度が出てきたと思っております。その中で、例えば養育費等には弁護士の協働と、やっぱり専門職の協働を活用されているという中では、母子生活支援施設はひとり親の専門職が施設にあります。そういうところでは、ひとり親のなかなかその収入まで立ち上がれないひとり親の家庭等の支援というところでは少しその活用についても今後の議論の中にぜひお願いしたいなと思っております。以上でございます。

農野部会長

ありがとうございます。はい、遠藤先生。

遠藤委員

先ほど廣瀬委員がお話ししたと繋がるのですが、養育費に向けての支援のところ、専門相談の実施で、実績が相談件数が50件となっているのですが、ひとり

親家庭の方は相談に行くところが、わかっていてもなかなか行けないような実情が結構あると思うのですが、この50件というのはいくつか、いやもっともっとあるはずという感じなのか実情を教えてくださいというのですが。

中井こども家庭課長代理

資料2-2の8ページにあります、養育費確保に向けての支援の専門相談の実施、通し番号46のところのご指摘をいただいたと思いますが、この通し番号46につきましては、愛光会館の中にあります就労・自立支援センターの事業として、月に2回、専門の、養育費だけではなくいわゆる法律的な問題すべてを含めた法律相談を実施させていただいているところです。かなり前から国事業に基づいて実施しておりまして相談件数が50件というところでした。ただ、我々としましては養育費の問題は非常に重要と考えておりまして、この相談件数の中でも養育費の割合はかなり高いです。おそらくもっと潜在的なニーズはあるのではないかとということで、新たに、平成28年12月から区役所においても無料の専門相談、こちらにつきましては養育費と離婚に特化した専門相談を大阪弁護士会と連携させていただいて新たに、2年前から始めさせていただくこととなりました。28年は12月からでしたので12~3月の4か月で各区役所1回、タイトなスケジュールではありますが実施いたしまして、昨年度につきましては1年間で各区役所で2回、つまりオール大阪では年48回、各区役所で無料の専門相談を実施させていただきました。年48回ですので概ね週1回どこかの区役所で専門相談を実施ということで、対象者につきましては大阪市民の離婚を考えておられる方もしくは離婚をされた方ということになっております。当該区に限っておりませんので自分の区以外のところでも行けますので大阪市民の方であれば概ね週1回どこかの区役所で無料の専門相談をやっているという形になります。1回30分で2時から4時の2時間、1回あたり4コマ実施しております。かなりのコマ数、稼働率として埋まっているというところですので、かなりのニーズがあるかと考えております。この事業につきましては今年度も引き続き実施させていただいて少しでも養育費の取り決め率を高めていきたいと考えております。以上でございます。

遠藤委員

ありがとうございます。これは2時から4時ということでしたが、夜などは実施されていますか？

中井こども家庭課長代理

はい、区役所は昼間で、夜はこちらの愛光会館で実施しております。

遠藤委員

わかりました、ありがとうございます。

農野部会長

なるべくどちらかというと、相談をしようかどうするか迷われる方が多いと思いますので、なるべく利便性を高めていただく、あるいは拠点を増やしていただくご配慮いただければと思います。クレオ大阪などでも養育費の相談はしていただけますか？

中谷男女共同参画課長

男女共同参画課長の中谷です。クレオ大阪では女性総合相談センターというところで女性の悩み全般についての相談を行っておりまして、そのなかの専門相談で法律相談も設けております。離婚に関する相談も中にはあると思われま。

農野部会長

そうですね、そこに少し、養育費の相談も受け付けてます、というのをお知らせいただければと思います。他に質問、ご意見等はございませんでしょうか。なければ2番目の案件に移らせていただきたいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。続きまして、「実態調査について」ご説明いただきましてまたご意見をいただきたいと思います。ではよろしくお願いたします。

瑞慶覧こども家庭課長

では次に資料4から資料5、資料6についてご説明させていただきます。まず、この大阪市ひとり親家庭等実態調査の目的ですが、先ほど資料2で進捗報告

をさせていただいた「第3次 大阪市ひとり親家庭等自立促進計画」が、来年度で最終年度となることから、今後の施策の参考とするため、改めてひとり親家庭等を取り巻くさまざまな状況を踏まえながら、現在のひとり親家庭等の生活実態等を把握することを目的として、今年度にひとり親家庭等実態調査を行いたいと考えております。

前回、前々回と本市職員が調査票等を作成し郵送しておりましたが、今回は、対象となるひとり親家庭等から回答が得られやすく、調査が円滑に進めることができるよう、実態調査について専門性の高い知識や実績を備えた民間事業者から広く企画提案を募集することとしました。

平成30年9月10日に選定会議を開催し、ある業者を委託予定業者として選定しました。業者への通知がまだのため、業者名は遠慮させていただきますが、大阪市のひとり親世帯の現状についての見識がしっかりと把握されておりまして、類似した調査実績が多数ある経験が豊富な事業者が委託予定者となっております。

次に、調査対象者の抽出方法と世帯数についてご説明させていただきます。前回調査は児童扶養手当対象者に対し、無作為抽出で母子家庭3,600世帯、父子家庭550世帯でしたが、今回は住民基本台帳から無作為抽出し、母子家庭10,000世帯、父子家庭1,500世帯と調査の規模も拡充しております。

前回調査よりも約3倍の規模であり、他都市と比べましても大規模な調査となっております。より多くの調査結果を得ることで、「こどもの生活に関する実態調査」でも浮き彫りとなったひとり親家庭の問題を、さらに詳細を明らかにして、今後のひとり親家庭及び寡婦の福祉施策と自立支援施策推進のための貴重な基礎資料として活用させていただきたいと考えています。

なお、寡婦の方に関しましては、前回同様、大阪市ひとり親家庭福祉連合会のお力をお借りすることで高い回収率を保ちたいと考えております。

それでは、調査項目の説明をさせていただきます。

資料4として、「平成30年度 大阪市ひとり親家庭等実態調査 調査項目」と資料5として「平成30年度 大阪市ひとり親家庭等実態調査 調査票(ひとり親家庭用)」資料6として同じく「調査票(寡婦)」となっております。

資料4は資料5の項目を移し替えたものですので、資料4を活用してご説明させていただきます。

左にある番号は質問番号となっております。番号がないのはその前の番号の付随している質問です。前回調査と経年比較する必要があるため、基本的には前回調査の項目を踏襲しています。左側に「新」と書いているのは今回新たに追加した質問です。

では、順番に説明させていただきます。

「あなたの状況についておうかがいします」ですが、基本的に前回調査と大きく変更はありません。

ただし、今回は大規模な調査にし、統計調査専門の民間事業者に委託するため、相当数の調査票が回収できると見込んでおります。よって、区ごとの分析が可能となるので、新たに「住んでおられる区」を質問したいと考えています。

次に「あなたのお子さんについておうかがいします」ですが、こどもとの関係や、こどもに対する悩み、子育てに関する相談相手、こどもの進学等は、子育て世帯にはもちろん、ひとり親家庭にとっても大きな課題であるため、基本的に変更しておりません。

続きまして、「仕事のことについておうかがいします」ですが、非正規雇用の割合が高く、平均収入が低いひとり親家庭にとって就業は、大きな問題となっております。

そこで、前回調査になかった内容ですが、先ほど申しましたように、非正規雇用の割合が高く、ダブルワークをされている方が多くおられると考え、今回は問16で「主な仕事以外に別の仕事(副業)」をしているかを質問しております。

その他のひとり親家庭になる前となった後の仕事の変化や、転職、資格の有無やとりた資格など重要な質問が並んでいるため、変更しておりません。

次に「 あなたの家計についておうかがいします」についても変更はありません。

「 養育費・面会交流についておうかがいします」ですが、面会交流について、国が実施した平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査においても質問項目が拡充されたことを受け、質問項目を拡充しました。問 34 で「面会交流の取り決めの仕方」について、取り決めをしていない方には「面会交流の取り決めをしていない理由」を質問し、問 35 で「面会交流の実施の有無」について、実施している方には「面会交流の頻度」、実施していない方には「面会交流を行っていない理由」を質問しています。

続いての、「 住宅についておうかがいします」と「 各種支援施策についておうかがいします」についても大きく変更はありません。

簡単ですが、調査項目の説明については以上です。

なお、「寡婦用」の調査票については、前回同様、「ひとり親家庭用」の調査項目から「寡婦用」に質問数を減らしたものですので説明は割愛させていただきます。

よろしく願いいたします。

農野部会長 ただいま説明がありました調査票の項目や内容に関して、何か質問・意見はございませんでしょうか。

廣瀬委員 廣瀬です。配布に関してお尋ねしたいのですが、前回は無作為ということで、母子生活支援施設に入所されている母子の方に配布はございましたでしょうか？

中井こども家庭課長代理 前回は児童扶養手当を受給している方の中から一定の数を抽出させていただいて区から児童扶養手当の関係書類を送る中に一緒に送らせていただいたと記憶しております。その中に結果として母子生活支援施設の方が含まれているということはあったかと思えます。

廣瀬委員 ありがとうございます。それを聞かせていただいたのも、やはりなかなか難しい生活状況の中から這い上がれない人、底辺のひとり親の実態もぜひ拾っていただきたいというのが母子生活支援施設活用の母子の方の対象になるのかなと思ったので聞かせていただきました。

農野部会長 ほかに何かご質問は？

下迫田委員 下迫田です。寡婦用というのはどういった方を想定していますか？こどものことが書いてないようですが、定義としては寡婦というのはどういう方でしょうか？

中井こども家庭課長代理 ここでいう寡婦の定義なんですが、かつてひとり親家庭の母だった方ということとして、そのひとり親家庭の母という定義が何かといいますと、20 歳未満のお子さんを扶養している配偶者のない女性ということになります。要はひとり親の方でこどもさんが 20 歳を超えられた方を寡婦と定義付けております。

農野部会長 国の定義というか法的な定義で、かつてひとり親家庭の母親であって、こどもを育て上げ、ひとりぼつんと残っている女性。そういう女性についてもやはりそのこどもを育てるのに費用が掛かるというのもあり、母子福祉法の中に、1981 年ですか、母子及び寡婦というのを入れて福祉法を作ったということです。ですので前提としてはこどもがもう結婚したりあるいは独立したりして親がぼつんといる、というのが寡婦の前提なんですね。でももしかしたら 20 歳を過ぎているけれども同居している、同居していて働いている場合もあれば、何もせずに 20 歳を過ぎたこどもがいるという家庭もたぶん今の時代ではあるだろうと推察します。これは連合会を通じて組織的に配布していただくことになるので、連合会の方で実態を把握していただいていると思うのですが。

北委員 連合会の方では、ひとり親家庭、寡婦家庭の方がおられますが、ひとり親家庭の人

の中でも就労とか転職、パートやアルバイトの中で子どもを看ながら、ちょっと大きくなったから社員になりたいなどの就職、転職などの問題、また住宅の問題などいろいろあります。最近は子どもだけでなく親の介護の問題もあります。年金収入が多い場合は良いのですが、年金をもらっていない親を見る場合、ひとり親家庭の支援は受けられているが、やはり仕事もお給料のいいところを見つけようと思うと、自分も動かないといけない、愛光会館やハローワークを頼ったりしているのですが、中には勉強、介護、看護師さんなどを目指す方もいますが、なかなか両方うまくいかない。ダブルワーク、トリプルワークが当たり前の状態になっていて、家庭によってさまざまな問題を抱えています。介護についてのアンケートも入れて頂きたいと思います。介護というのは「介護をする」という意味ではなく、そういうこともおいおい考えるということで、取り入れられたら、と思っています。

農野部会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

オブザーバー
安田氏 素朴な疑問で資料 10 ページ問 28 で総収入をきくところがあるのですが、手取りと総収入、月々の額面を勘違いされないかということ、また、問 29 のところで見て初めてわかるんですが総収入には手当などを入れるのかどうか、と考えることもあります。問 28 のところに問 29 の収入は当てはまりませんと、それを抜いて働いた総収入という形で書いた方がいいのではないかというのがひとつあります。何年前かは、児童扶養手当の受給者に対して調査をしてデータが出ましたが、児童扶養手当を受けていない人のデータは出ませんでした。つまりある程度の収入のある人のデータはでない。今度はまた違う形のデータがでると思うのですが、ある程度の人数のデータを取りたいということですが、児童扶養手当を受けている方も連合会に入っていない人でそういう方は対象とはせずに、連合会の方の調査だけとなるのでしょうか？対象世帯はどうなりますか？

中井子ども家庭課長代理 はい。連合会のお力を貸していただくのは寡婦用の調査となっております、寡婦用の調査といえますのでは子どもさんが 20 歳を超えた世帯となっております、イコール児童扶養手当を卒業された方となっておりますので、基本的にはそちらの方には児童扶養手当を受けている方は入ってこないという想定になります。

オブザーバー
安田氏 対象は寡婦を除くひとり親家庭の何世帯というのは？

中井子ども家庭課長代理 はい。寡婦用ではなくひとり親家庭用の対象ですが、基本的には住民票から無作為抽出を考えております。そこからランダムに選びますので、その中で児童扶養手当を受けている方何割、受けていない方何割、というやり方ではなく全部、ひとり親家庭と想定される方をランダムに選ぶという形になります。

オブザーバー
安田氏 そして連合会の方からも押さえてもらおうと、ということですね。

中井子ども家庭課長代理 はい。

農野部会長 問 29 の中で児童扶養手当を受けているかどうかは聞いていただいているので、一定それで分析ができるのではと思います。ほかにいかがでしょうか。

オブザーバー
山口氏 この調査は 5 年後の計画のベースになるんですね。ホームページやインターネットで時々見るのですが、シングルマザーの声がたくさん入っています。仕事に関してや、再婚に関するもあります。ペーパーだけではなく、もちろん大きなデータとして、例えば非正規としてこれだけという数としては出るとは思うのですが、私に関心があるのは最後の問 44 で自分の言葉を書いてくださる方に、どれだけ実態みたいな

ものが出るのかなと思うのと、今回は無作為抽出で児童扶養手当を受けていらっしゃる方にも聞くというお話を聞いたのですが、これをもとに生の声を聴けるような、今後の大阪市の政策に活かせるような方法みたいなのはできないだろうか。たぶん 5 年後はもっとシングルマザーの実態が変わっていると思います。これも前回の 3 倍の量で、データ的にはしっかりしたものになると思うのですが、当事者の生の声みたいなものが拾えるチャンス、そういうことも考えていかないとだと思います。

例えば明石市では、夏の現況届の時にひとり親の相談事業をやっています。現況届に来られた方すべての話を聞きます、と生の声をお聞きして私の団体も参加していますが、様々な声が直接きけるので、紙にはなかなか書けないけれど、実際に言うというような、例えば仕事のことを聞いていたら、実は養育費が入っていない、実は市営住宅の家賃がたまっている、というような話がいろいろ関連して出てくるので、かなり重いケースももちろんあります。もちろん市民の数も違うし体制も違うのですが、どこかで生の声が聴けるような機会がないだろうか、と思います。

農野部会長

最近国が考えている会議の仕組みというのは、どんどん当事者としての意見を取り入れるようになっていきます。今回パートナーシップを組んでいただいた 3 つの団体で、ぜひ現場でお会いするひとり親家庭の親御さんの声を何らかの形で反映していただきたいと思います。

今回連携パートナーシップを組まれた 3 者と意見交換会されるということですので同時に横の連携、3 つのパートナーシップを組まれる団体同士の横の繋がりを深めていただき、その中で当事者目線から出していただけたらと思います。

現場の当事者の方の声を聴くということがとても大事だと思います。大規模調査というものにも限界があると思いますので、何かの形で補足していただけたらと思います。今回、自由記述のところ为数か所入ってしまっていて、多分これも分析されますが、他市さんに比べてボリュームがある調査項目数にもなっていますし、お忙しい中でどれだけ書いてくださるか、というのもあるのですが、自由記述も分析していただきたい。よろしくお願いします。

下迫田委員

調査票 12、13 ページ養育費、面会交流。養育費面会交流をセットで書いていて、しかも面会交流の取り決めをしていない方の理由は何ですか。特に DV、モラハラを受けて面会交流できない人にとっては質問の展開の仕方にプレッシャーを感じると私は感じました。養育費と面会交流がセットになっていて、養育費をもらったら面会交流しないといけない、というような。問 34 で面会交流していなかったら次に理由を問われる。問 35 で実施していなかったら理由を問われるというのは、このアンケートに限らず、面会交流しろという圧力でプレッシャーを感じているひとり親家庭の方が多くて、相手に問題があるから面会交流させようと思っててもできないのに、という方が多くて、何かプレッシャーを感じる質問のように感じました。

それと、そもそもこの調査票がひとり親家庭の福祉施策と自立支援施策のさらなる充実を図るための基礎資料のための調査なのに、面会交流についての取り決めの実施についての調査をするのを今後どうやってひとり親家庭の自立支援施策の充実に結びつけていけるのか、なんのためにこの質問をしているのか質問したいです。

中井こども家庭課長代理

面会交流の質問は、今回が初めて入れさせていただいた項目でございます。国のほうでも 5 年に 1 回全国的な調査ということでひとり親家庭の実態調査、直近では平成 28 年に実施しておりまして、その前が 23 年に実施しておりまして。今回そちらのほうも参考にさせていただく中で、国のほうで 28 年度から面会交流について質問項目が追加されておりまして、その質問内容を本市でも入れさせていただいて、ほぼ一緒のような感じというところです。昨年度も下迫田委員から、特に面会交流に関し

て、DV被害を受けている方については必ずしも面会交流することが子どもにとって最善の利益につながることはない、というご意見もいただいております。その認識はしっかり持っているつもりでありまして、先ほど養育費のところの説明させていただきましたが、離婚届を配る際、養育費のパンフレットを専門で作成しておりまして、その中でもどうしても養育費と面会交流はなかなか別ものと切りにくいところもありまして面会交流の質問も入れさせていただいております。その中で、面会交流は絶対しないといけないの？という質問をいれさせていただいて、その回答としまして基本子どもの最善の利益につながるよう考えてくださいということで、DVの家庭についてはそれに応じることが必ずしも最善の利益につながることはありませんという形での説明書きは加えさせていただいております。養育費については基本必ず頂戴していただくことが子どもの利益につながるかというふうに認識しておりますが、面会交流につきましては個々の家庭によっては必ずしもそうはならないケースもあるというところは我々も今後は踏まえることが必要であると認識しているところです。

農野部会長

はい。ありがとうございます。例えばこの養育費、面会交流の質問項目で12ページの問32の2ですね。養育費の取り決めをしていない理由はなんですかという質問項目で9項目あります。例えば養育費を請求できるとは思わなかったから、というのはもっともっと周知していく必要があるし、あるいは縁を切りたいから要求しなかった、そういうのもあるのですが、アメリカの場合、国が養育費を父親から直接取って行って、ひとり親家庭の母親にはまず国がお支払いする。当事者同士ではなくそこに国が入るといふような仕組みをおいています。縁を切りたいので要求しなかったというケースがものすごく多ければ、それはそれなりの対処方法を将来考えていかなければならないでしょう。あるいは面会交流の取り決めについても、取り決めしていないということで、さまざまなそういう相手とかかわりたくないという事情があるとすれば何かこれも仲介する必要があるかもしれません。ソーシャルワーカーがそういうきちんとしたコントロールのもとで、子どもさんと会いたい親が面談・面会するとか、そんな仕組みも将来的に考えないといけないかもしれないですね。

下迫田委員

私の2番目の質問ですが、この面会交流に関するアンケート調査をして、ひとり親家庭の自立支援施策に、どう充実につながっていくと考えておられますか。

農野部会長

これはかなり法律に関わってくることなので、なかなか自治体でやるというのは難しいところだろうと思います。今のところは実態を浮かびあがらせるという具合なのだと思います。

中井子ども家庭課長代理

そうですね、まずは実態としてどうなのか、というところを掴みたいのが一番でございます。特に、養育費については2年ほど前から専門相談員をいれたり、パンフレットを作ったりと、かなり力を入れているところですが、面会交流に関しては特に特化した動きは取っておりませんので、あくまでとりあえず実態がどうなっているのかというところを把握するために調査させていただくということをご理解いただけたらと思います。

下迫田委員

先ほどの、養育費のパンフレットの中できちんと「DVの時は面会交流しなくていい、しないほうが子どもの最善の利益になる」と書いてくださっているところが非常に良いことだと思いました。前回に引き続きしつこい様ですが、面会交流は必ずしも子どもの利益にならないこと、しばしば元配偶者に問題あるときは面会交流しないほうが良いということが、ということを改めて強調しておきたいと思います。

農野部会長

ありがとうございました。ご発言をいただいている、浅井委員、太田委員、宮田委員、花井委員いかがでしょうか。

浅井委員	資料の15ページ各種支援施策についてお伺いします。事務的なことなのですが、1~5のうち1の「知らない」の場合、例えばeのひとり親サポーターですと、がついているところを見ますと「ひとり親サポーター」、「しごと情報ひろば」、「ひとり親家庭福祉相談所」の文言のご説明はありますが、これがどこにあるのか、どこに行けばいいという情報提供がありません。たとえば共励会役員、家がどこにあるか個人的な情報になるのですが、知らないという方に対して、こういう施策があります、こういう情報がありますというお知らせはどういうふうにされるのでしょうか。
農野部会長	調査票をこれから作っていただくのですが15ページでお伺いするaからyまでと裏面の16ページを同時に見ていただけるような体裁であれば、浅井委員の発言にもありましたとおり、もう少し知りたいなという時の情報ですね。
浅井委員	公的な場所ですとわかりやすいですが、サポーターさんはわかりませんね。
農野部会長	各区の保健福祉センターに行けば出会える可能性があります。ひとり親家庭の自立給付金についても区の保健福祉センターで取り扱っていただいています。でも調査票は回収してしまいますからね。
浅井委員	今回対象者を拡充、数を拡充されているのですが、調査だけにならずに合わせて情報提供できるような何かツールというか手段があればいいなという思いがあります。
オブザーバー 山口氏	今思いついたのですが、これ(サポートブック)を同時にプレゼントするというのはだめですか？送るのは難しいですか？これは情報満載なので見たらいろいろわかるので良いと思います。
北委員	大阪市の児童扶養手当をもらっている人は、現況届の時にもらっています。
オブザーバー 山口氏	私もアンケートについて、意見を書くということ言わせていただいき、こういったところがあることで伝えたいことが書けますよね。今回集めて、書いていない人が多い、となったときはまた考える。そういうふうな形でまずやってみないとわからない。ここの意見を書けるところが大きい進歩だと思います。先生方、委員の方がおっしゃっていたように、この項目でおかしいと思うところは、今のうちにしておくほうがいい。書けるようなところは今言葉で言っているように、人が感情的に「やっぱり腹立つわ」とか「大阪市はなんもやってくれへん」とか、「すごいやってくれるわ」とか。そんなこともここに書けるわけです。地域のことなど、そういうふうなところをもっと書きやすくしてもらえたらと思います。
農野部会長	確かにいいサポートブックですが、今回1万2千世帯くらいに送るので、費用がかかりますね。もし入れていただけるなら、ひとり親家庭等が利用できる制度・事業一覧と、ひとり親家庭自立支援給付金のこの2枚、これも1万2千枚必要ですが、もし可能であれば新たに大阪市さんが取り組まれるような制度事業の一覧こういうものが入れれば良いと思います。太田委員、宮田委員、花井委員いかがですか。
太田委員	全体としまして毎年のことだが細かい事業、対象者別に実施されているなど感心をいたしました。アンケート調査についてなんですが、参考までに前回の回収率はどれくらいだったか。あわせて4,200くらいの発送ですかね。 要は今回、母集団も増えているので先ほどのお話でいろいろな団体の協力もいただけるので回収率をあげる努力もしていただきたいのと、ざっくりと調査のスケジュールについて教えてください。
中井こども家 庭課長代理	前回の回収率ですが、大体4割切るくらいの率だったようで、今回は業者さんも入れますので、ご意見もしていただけるので少しでも高めるような形で実施してい

きたいと思っています。今後のスケジュールですが業者とは10月に入って契約を交わし、そこから具体的にまず調査票の作成、項目としてはイメージとしてはご提案させていただいている分にご意見を頂戴した分を加味しながら最終的には業者と詰めます。一番は回収率を高めたいという思いがあるので、そのためにはパッと届いたものを見てこれなら書こうかな、といわゆるレイアウトにもかかってくると思います。前回までは我々が直接作っておりましたので、ここはプロの業者にさせていただきますとかなり質問項目にも答えやすいような提案もいただけたと思いますので、そういったものを参考にしながら10月にかけて作っていき、最終的に調査票を配るのは12月くらいを予定しております。少し早まりましたら11月の終わりから12月にかけて調査票お配りいたしまして、そこからデータ分析となります。いかんせん件数が多いものですから一定、数か月みまして最終的には今年度末で調査のスケジュールというのを考えております。また結果が出ましたらこの部会のほうで報告させていただきます。

農野部会長

宮田委員、花井委員いかがでしょうか？ 全般的なこと結構ですので。

オブザーバー
花井氏

大阪労働局の花井でございます。大阪労働局はハローワークの統括をしているところなんですけど大阪市様とは色々ご協力させていただいているところです。大阪市でもこちらでもそうなのですが、広報というの一番難しい、なかなか弱いところ官公庁の持っているところだと思います。大阪には難波にマザーズハローワークという所もあります。各ハローワークにも全所ではありませんがマザーズコーナーということで、女性に限っていませんが就職の部分で家庭との両立とかそういうところを専門的に支援をしているコーナーを設けさせてもらっています。そちらのほうでも色々大阪市と協力させていただけるとと思います。また広報等で何かございましたら言っていただいたら求職者の方に直接、こちらのほうでお会いしておりますので、広報できると思いますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

農野部会長

ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひします。進捗状況の報告の中では、ひとり親家庭の実態をしっかりと把握していただきたいということ。あるいは保証人の問題、あるいは施策の少ないところについて、何かそこには事情があるだろうということ。自立のためにどこに繋いでいってもらえるのか、当事者に一番近い方々が見ておられるのでご意見をどんどん挙げていただきたい。

今回そういう能力開発について施策を拡充していただいたのですが、ぜひ今後も自立に向けていろいろと実態を踏まえて施策を拡充していただきたい。

2番目の案件では今回の調査についてご質問いただきました。それぞれ特に今回調査するにあたって少しでも色んな考課ができないか。質問の中身に関して養育費面会交流は当然やるものだという前提でプレッシャーをかけてしまうような質問の展開は考慮いただきたい。

寡婦の調査項目の中に「介護」という要素をご検討いただけたら。

前は母子自立支援施設に入所の方々が入っていましたが、今回も同じように抽出の中で把握していただけたらと思います。一番しんどい選択の方の実態を自由記述から把握していただきたい。

あとは回収率を高めていただくということですね。

ほかに何か質問はございませんか？

オブザーバー
安田氏

連携協定がどうなっていくのかわかりませんが、言われているようにもっと団体を支援するという、団体を支援するというのは予算をつけるのではなく、先ほど言っていたようにいろんな形で宣伝したりとか、ここは母子家庭とかひとり親家

庭の相談に乗っている、頼りになる、困った時にそこに行くというような団体であるとということが知らされていません。
LGBTの時に新聞に載りましたが、多くの方が一步踏み出そうというふうになったと思います。そういう意味ではもっと連携協定を宣伝することによってこの団体に行ったらいろんなことが学べるんだ、ということであることが変わって行く。団体の助成金を増やすということだけでなく信頼先、認知する機関として大阪市も協定した内容が書いてあるのですから、そういうことをもっともっと宣伝してほしいと思います。

大阪市もいろいろ悩んでいると思いますが、もっと区のところで大阪市の思いを具体的に強く言ってほしいと思います。本当はもっと区役所に行ってほしいのですが、区役所に行きたくないという人がたくさんいます。联合会やマザーズフォーラムに行っているが、本来は区役所に行ってほしい。そうなっていないのは区役所によって対応が違ったり、いろんな担当者によってスキルが違ったり、いろいろな理由があると思います。せっかく連携協定をするのですから、市役所だけの連携ではなくて区役所にも、この団体の言うことは聴くよう強くいってほしい、という思いがあります。

農野部会長

それでは、時間の関係もごさいますので、質疑についてはここまでといたします。予定されていた議題は終了しましたが、その他、委員の皆様から何かご意見はありますでしょうか。事務局からは、他に何かありますか。

瑞慶覧こども
家庭課長

今後の日程について、事業（計画）の進捗状況ならびに、平成30年度大阪市ひとり親家庭等実態調査の結果について、できましたら今年度中にご報告の機会をいただきたいと存じておりますので、また日程調整させていただきます。

農野部会長

だいたい2月か3月ころですか。また日程調整をさせていただきますので先生方のご出席をよろしくお願いいたします。他にございませんか。
なければ、「本日の議事はこれで終了します。それでは、司会にお返しします。

中井こども家
庭課長代理

農野部会長、誠にありがとうございました。
それでは、これをもちまして、「平成30年度第1回こども・子育て支援会議ひとり親家庭等自立支援部会」を閉会いたします。ご出席の皆様、誠にありがとうございました。